

令和5年第13回宝塚市教育委員会の会議（定例会）会議録

- 1 開催日 令和5年8月24日（木）
- 2 場 所 宝塚市役所2-4会議室
- 3 開会時間 午後2時00分
- 4 閉会時間 午後2時40分
- 5 出席した委員の氏名  
五十嵐 孝教育長、篠部 信一郎委員、木野 達夫委員、松浦 一枝委員及び  
石井 克馬委員

- 6 除斥した委員の氏名

- 7 委員及び傍聴人を除く、議場に出席した者

管理部長	高田 輝夫	管理室長	福井 健介
学校教育部長	坂本 三好	施設課長	吉長 円
社会教育部長	番庄 伸雄	教育研究課長	山口 直人
		教育企画課係長	板垣 慎一郎
		施設課係長	井上 誠
		教育研究課係長	岡坂 隆志
		教育研究課係長	和田 夏子

- 8 会議の書記

教育企画課事務職員 中瀬 陽子

- 9 議題

議案第19号 工事請負契約（土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）対策工事（その5）の変更について）の締結について意見を申し出ることについて

議案第20号 令和5年度教育委員会所管一般会計補正予算（第4号）（案）の提出について意見を申し出ることについて

報告事項 令和5年度 全国学力・学習状況調査 宝塚市の結果速報について

会議の概要

開会 午後 2時00分	
五十嵐教育長	<p>令和5年第13回宝塚市教育委員会の会議（定例会）を開催いたします。</p> <p>傍聴希望の方はいらっしゃいますか。</p>
福井室長	<p>おられません。</p>
五十嵐教育長	<p>本日の署名委員は石井委員でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の付議案件は、議決事項2件、議決事項以外の案件1件です。</p> <p>それでは、進行について事務局からお願いします。</p>
福井室長	<p>本日の付議案件は議案第19号 工事請負契約（土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）対策工事（その5）の変更について）の締結について意見を申し出ることについて、議案第20号 令和5年度教育委員会所管一般会計補正予算（第4号）（案）の提出について意見を申し出ることについて、報告事項 令和5年度 全国学力・学習状況調査 宝塚市の結果速報について、</p> <p>です。</p> <p>審議の順番としましては、議案第19号、議案第20号、報告事項の順でお願いします。なお、学力・学習調査の結果報告については、学校ごとの結果を公表していないため、非公開での報告とさせていただきます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
五十嵐教育長	<p>それでは、議案第19号 工事請負契約（土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）対策工事（その5）の変更について）の締結について意見を申し出ることについて、担当課より説明をお願いいたします。</p>
吉長課長	<p>議案第19号 工事請負契約（土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）対策工事（その5）の変更について）の締結について意見を申し出ることについて、提案理由及び内容をご説明申し上げます。</p> <p>本件は、令和5年3月市議会で契約締結の議決を受けた土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）対策工事（その5）の工事請負契約の変更契約を締結することについて、令和5年9月市議会に議案を提案するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に意見</p>

を申し出るものです。当該工事請負契約は、兵庫県から土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定された長尾台小学校の西側法面に安全対策を講じ、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）のうち、校舎、屋内運動場、グラウンド部分の指定解除を図るものです。主に変更を行った工事の概要は、崩壊土砂防護柵工において、現地の状況から防護柵の延長を減らし、作業構台工の数量追加や樹木伐採と処分の追加、防護柵の支柱建注に必要な削孔工法の一部変更、仮設工における交通誘導員の追加を行います。概要については、位置図、平面図及び標準横断図を参考添付します。工期は変更を行わず、令和6年3月31日までに完了する予定です。当該工事の請負契約の変更は、当初請負額1億9,800万円に変更金額1,902万4,500円を増額し、第1回変更請負額2億1,702万4,500円とするもので、令和5年8月17日に仮契約を行っています。説明は以上です。

五十嵐教育長

ありがとうございました。

この件について、何かご質問はございますでしょうか。

この変更のことは議会への承認はいらないのでしょうか。

植田係長

今、仮契約という形をとらせていただいています、市議会の議決をもって本契約となります。

五十嵐教育長

この会議の後、議会へ行くわけですね。

では、石井委員お願いします。

石井委員

別件ですけど、宝塚小学校の工事も一度見に行った際、結構、グラウンドの使用スペースが狭くなり子どもたちが可哀そうでした。6ページにグラウンド利用限定と記載がありますが、図面では分かりにくいのですが、どれくらい使用が制限されますか。

五十嵐教育長

分かりますか。おおよそでも。

井上係長

全体の内の1/3超ぐらいグラウンドが減になります。このエリアと、このエリアです。面積ははっきり分かませんけど、工事の間は作業をしているため使用が制限されます。

石井委員

遊具とかは全然使えないのですか。

- 井上係長           今は使えないです。
- 石井委員           生徒のグラウンド利用はどのようにするのですか。交代制ですとか。
- 坂本部長           学校で考えると思うのですが、学年で交代制にするとか、時間になったら交代するとか方法が考えられますけど、学校がどう判断するかですね。
- 石井委員           保護者や児童には、まだ説明されていませんか。
- 井上係長           本件は変更の契約の依頼になりますから現在は工事されて、学校とは工事が始まった時に協議させてもらっています。運動会をずらしてもらうとか、運動会の練習に支障がないように運動会が終わってから工事するとか、学校とは十分協議させてもらった上で、グラウンドを使わせてもらっています。
- 石井委員           いきなりグラウンドが使えなくなったように受け取る子どもがいた、と保護者から聞いたので、事前に保護者や児童にグラウンドがどうなるのかきちんとアナウンスがされていたのかと思いました。
- 植田係長           学校と協議の際には、PTAの方へは学校の方から連絡しますということで、学校を窓口にして連絡させてもらっている、という調整になります。
- 井上係長           今仰っているのは宝塚小学校のところか、ということですね。  
宝塚小学校に関しましては、工事に入る前に学校へ説明させていただく段階で仮設がきっちり決まらなかったのも、そういう形になりました。ほとんどの学校の場合は、夏休み工事に関しては夏休みの前、工事に入る前に説明することになっております。今回の長尾台小学校の工事に関しては長期に関わることで、その前から何度か協議させていただいた形になります。
- 五十嵐教育長       よろしいでしょうか。
- 石井委員           保護者や子どもたちが状況を分かっているのは良いですが。
- 五十嵐教育長       今の件に関連して、工期は伸びないという事なのですが、来週始業式がありますが、先ほどの話のように1/3は工事地域になっていますか。その境界はどんな感じになっていますか。塀みたいなものは作られていますか。

井上係長 フェンスになっています。

五十嵐教育長 中に見えるんですか。

井上係長 見えます。工事中のガードフェンスのような形でずっと囲っています。

五十嵐教育長 では、工事の様子が運動場から全く見えないということではないのですか。

井上係長 工事自体は法面の対策になりますので、法面の上で工事をしていることになります。

五十嵐教育長 フェンスというのは網みたいな物ですか。

井上係長 そうです。

五十嵐教育長 それがこの図面でいくと、来客用の駐車場と描いてあるところもあるんですが、そこも囲ってあるわけですか。

吉長課長 囲っています。

五十嵐教育長 ということは、子どもたちはそのフェンスの外には行けない訳だから、先ほど言われた残りのグラウンドしか使えないということですね。そこに遊具もないということですね。全部端っこにありますからね。

確認ですが、このフェンスがはずれるのはいつ頃ですか。

吉長課長 今年度末まで工事期間を設定しておりまして、年内に保護柵の柱を建てる工事にかかって行っている部分もあるものの、現場がある程度片付くまでだと工期終了の1カ月前くらいだと現場の作業が終わっていくと思います。

2月一杯くらいまでは作業によってフェンスを設置しているのかと思います。

五十嵐教育長 今年度一杯もう運動場はこの状態、ということですか。

吉長課長 そうですね、監査の方で現場の検査検収が終わるまではこの状態を保たせていただきたいと思います。我々もグラウンドが使えない状況になっていることを分かっていますので、なるべく工事の方を早いこと終わらせるように取組は進めているところです。

五十嵐教育長 他に何かご質問、ご意見はございませんか。よろしいでしょうか。

無いようですので、議案第19号工事請負契約（土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）対策工事（その5）の変更について）の締結について意見を申し出ることについては、原案どおり可決でよろしいでしょうか。

委員	(承認)
五十嵐教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、議案第20号 令和5年度教育委員会所管一般会計補正予算(第4号)(案)の提出について意見を申し出ることについて、担当課より説明をお願いいたします。</p>
板垣係長	<p>議案第20号 令和5年度教育委員会所管一般会計補正予算(第4号)(案)の提出について意見を申し出ることについて、内容をご説明申し上げます。</p> <p>本件は、令和5年度一般会計補正予算(第4号)(案)のうち、教育委員会関係予算に関しまして、令和5年9月市議会(定例会)に議案を提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に次の予算案をもって意見を申し出るものです。</p> <p>令和5年度教育委員会所管一般会計補正予算(第4号)(案)につきましては、歳入予算に564万1千円を増額し、総額を16億3747万8千円といたします。また、歳出予算に202万4千円を増額し、総額を50億8965万5千円といたします。詳細については12ページの横表の9月補正予算説明資料というものでご説明させていただきますので、ご覧ください。内容につきましては、歳入が4件、歳出が4件となっております。主なものについてご説明いたします。まず、No.2職員課の歳入につきましては、医療的ケア緩和職員の配置事業に係る経費1/3に対して、国から補助金の交付決定を受けたものです。年度当初から実施している事業に対する補助金ですので、交付決定を受けて新たに歳出を組むというものではございません。続いてNo.3学事課の歳出につきましては、令和4年度に概算で交付された「子ども子育て支援交付金」について想定より申請数が少なかったことによる未使用分を返還する分です。申請数が確定するのが年度末になるため、例年、未使用分を補正予算で要求し、返還しております。続いてNo.4青少年センターの歳入につきましては、令和4年度に停車中の公用車に後ろから追突される事故が起きまして、相手方から損害賠償金を受け入れるものです。</p>

分割での支払いとなり、令和5年度中に受け入れる分を補正予算に計上します。最後にNo.6 中央図書館の歳出につきましては、旧松本邸の邸内に植えられている高木に対し、倒木を防ぐための剪定費用を計上するものです。

説明は以上です。

五十嵐教育長

ありがとうございました。

只今の案件について、何かご質問はございませんでしょうか。

聞き逃して申し訳ないのですが、学事課の歳出をもう一度説明していただけますか。

板垣係長

令和4年度に「子ども子育て支援交付金」を、概ねこれくらいの申請数なのでこれだけ補助金を交付してください、という概算での申請を基に交付されておりますが、想定より申請が少なく、実際に使われなかったものを返還するものになります。

生活保護世帯などに実費徴収補足給付事業で使っているものでして、生活保護世帯が幼稚園などで文房具などを買う費用として月2500円給付しているのですが、想定よりも申請がなかったもので未処理分を返還するというものでございます。

五十嵐教育長

申請が少なかったということは、対象が減ったということですか。

高田部長

生活保護の人数が減ったのか、幼稚園で買うものが減ったのか、どちらかの要因ですね。ただ毎年、予算が足りるように、予定額を多めに要求していますから、余った分は減額補正で対応することになっています。

五十嵐教育長

これをもって、今年度、対象の子どもが減ったという訳ではないですね。

高田部長

そもそもそんなに対象は多くなかったと思います。

五十嵐教育長

他にご質問は、ありませんか。

委員

(なし)

五十嵐教育長

それでは、議案第20号 令和5年度教育委員会所管一般会計補正予算(第4号)(案)の提出について意見を申し出ることについて、原案どおり可決ということによろしいでしょうか。

委員

(承認)

五十嵐教育長      ありがとうございました。

                    それでは、先ほど事務局からありましたように次の報告は非公開とします。報告事項 令和5年度 全国学力・学習状況調査宝塚市の結果速報について、担当課より説明をお願いいたします。

【非公開での報告事項あり】

五十嵐教育長      本日の予定の案件は以上ですが、他に何かご報告いただくことはありませんか。

福井室長            ございません。

五十嵐教育長      それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。  
                    どうもありがとうございました。

---

閉会 午後 2時40分

---